

名家連ニュース

平成 29 年 4 月 11 日 (火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 456 号

手帳3級まで全科対象の医療費助成を実施している市町村

《手帳3級まで全診療科の医療費を無料にしている市町村》

- 岡崎市、愛西市、清須市、豊山町、飛島村、大府市（非課税のみ）の6市町村です。
- 豊明市は通院全額・入院 1/2 助成を実施しています。

《手帳3級の方々の精神科入院医療費を全額助成している市町村》

- 東浦町、蟹江町、あま市、東海市、知多市、みよし市の6市町です。
- 大治町、幸田町、新城市は 1/2 助成を実施しています。



手帳3級所持者の医療費助成を達成するための財源 愛知県が他障害同等の医療費助成を実施すれば確保できる!!

○ 本来、福祉医療費助成制度の財政負担割合は「県が 1/2」「市町村が 1/2」となっています。愛知県は福祉医療費助成制度から精神障害者を除外しているため、精神科以外の他科の医療費「1/2」を負担していません。市町村が、県の負担分を肩代わりして全額負担しています。

○ 愛知県が他障害同等の医療費助成を実施すれば、市町村の負担額は 1/2 軽減されます。市町村において、その財源で3級への対象拡大を図る現実的な運動の可能性と展望が開けてきます。

○ 身体は1・2級の重度の方でも就労に繋がっている方は珍しいことではありません。精神は軽度に該当する3級の方々でも仕事に就けず、また、仕事に就いても長続きせず、障害年金（基礎年金）にも該当しないため医療費負担が重くのしかかってきます。こうした経済的理由から、受診を手控え、早期発見・早期治療が遅れてしまうケースが少なくないのです。



○ 精神障害者の所得補償は3障害の中でも最も低く、生活保護受給者の割合も最も高いことが明らかになっています。

○ 愛家連も平成20年以来、愛知県や県議団に要請してきましたが、1年1回の型通りの懇談程度で解決できる問題でないことを市町村家族会の医療費助成運動から学ぶ必要があります。

○ 他障害同等の医療費助成制度の適用を求めて、愛知県議会への請願書提出、総務省管区行政評価局への斡旋申請など理不尽な格差の是正に向けて、本格的な行動を展開することが必要になっています。

○ 奈良県の障害者医療費助成制度は、身体も知的も重度障害者のみが対象でした。しかし、奈良県家連

は、支援者・当事者と「実現会議」を組織し、キャラバン行動、県議会への請願書提出などの運動を経て精神手帳2級までの無料化予算化を獲得してきました。

○ 代表者会議で徳田会長が披歴した決意を私たちは重く受け止め、奈良県の運動や市町村家族会の運動に学び、力を合わせて愛知県の医療費格差の是正に挑んでいきましょう。



今回はニュース458号で愛知障害フォーラムと愛知県との懇談で明らかになった財源規模などを掲載します